

「基礎的環境整備」とは、

合理的配慮の基礎となる環境整備のことをいいます。

基礎的環境整備を図るためには、障害のある子どもたち一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて、学校の設置者（市町村・県教育委員会、私立学校）が考えていかなければなりません。その際、過度の負担を課さないものとされておりますが、基礎的環境整備を最大限活用し、できる限り合理的配慮の提供に努めることが必要です。



基礎的環境整備にも、いくつかのポイント（観点）があるんですよ。

具体的には

基礎的環境整備の観点

基礎1

ネットワークの形成
多様な学びの場の活動

基礎2

専門性のある
指導体制の確保

基礎3

支援計画・指導計画
の作成等による指導

基礎4

教材の確保
(17条本の活用)

基礎5

施設・設備の整備

基礎6

人的配置
(支援学級担任の任命)

基礎7

個に応じた指導・
学びの場の設定

基礎8

交流・共同学習の推進
(協力学級・支援学級
合同宿泊学習)

基礎的環境整備の例

基礎4



点字教科書

基礎5



トイレの手すり



点字ブロック

基礎6



支援員の配置



スロープ



エレベーター

なるほど！
一人一人の
状態を考えて、
学びやすい環境を
考えれば
いいのね！

